

令和9年度 北中城村保育施設入所案内

申込区分	提出先	受付期間
継続利用	入所中の施設（※広域入所児は村役場こども未来課）	令和8年9月1日（火）～ 9月25日（金） 午前9：00～11：30／午後1：00～4：30 ※土日・祝日除く
新規利用	村役場第二庁舎1階 こども未来課	

※書類不備がある場合は受付できません。

※期間外に申し込んだ場合、欠員補充の対象となりますのでご注意ください。

※申込状況により、希望の保育施設へ入所できない場合がありますので、予めご了承下さい。

※受付期間内に提出した書類の差し替え、希望園の変更期限は令和8年11月末までです。

※育児休業延長を目的とした申込はお受けできません。

保育施設とは

この入所案内での「保育施設」とは、認可保育所、認定こども園の2・3号認定、地域型保育事業のことです。保育施設とは、就労等の理由により、日中家庭において保育することができない保護者に代わって児童を保育することを目的とした福祉施設です。どの家庭の児童も無条件に入所できるものではありません。「保育を必要とする事由」に該当することを確認し、お申込み下さい（入所後「保育を必要とする事由」がなくなった際は保育施設の利用ができなくなります）。集団に慣れさせたい、下の子の育児に手がかかる等を理由に申し込みすることはできません。

本村において保育施設入所申込の対象となる児童は、以下を満たす必要があります。

- 1 保護者及び児童の居住実態が本村にあること
- 2 保育施設での集団保育において支障がないこと
- 3 保護者が次のいずれかの「保育を必要とする事由」に該当すること



保育が必要な事由	具体的な状況	保育時間
① 就労	月64時間以上120時間未満の就労	短時間
	月120時間以上の就労	標準時間
② 妊娠・出産	産前8週・産後8週	標準時間
③ 疾病・障害	疾病・障害により児童の保育に支障がある	標準時間
④ 介護・看護	同居または長期入院等の親族の介護、看護	申請内容により判断
⑤ 災害復旧	自然災害等の復旧にあたっている	標準時間
⑥ 求職活動、起業準備	求職または起業活動中（※入所期間は原則90日）	短時間
⑦ 就学・職業訓練	月64時間以上120時間未満の就学	短時間
	月120時間以上の就学	標準時間
⑧ 虐待等	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間
⑨ 育児休業（在園児のみ）	既に認可保育施設を利用している児童がいて継続利用が必要な場合（※出産後、こども未来課へご連絡ください）	短時間
⑩ その他	上記に類する状態として北中城村が認める場合	申請内容により判断

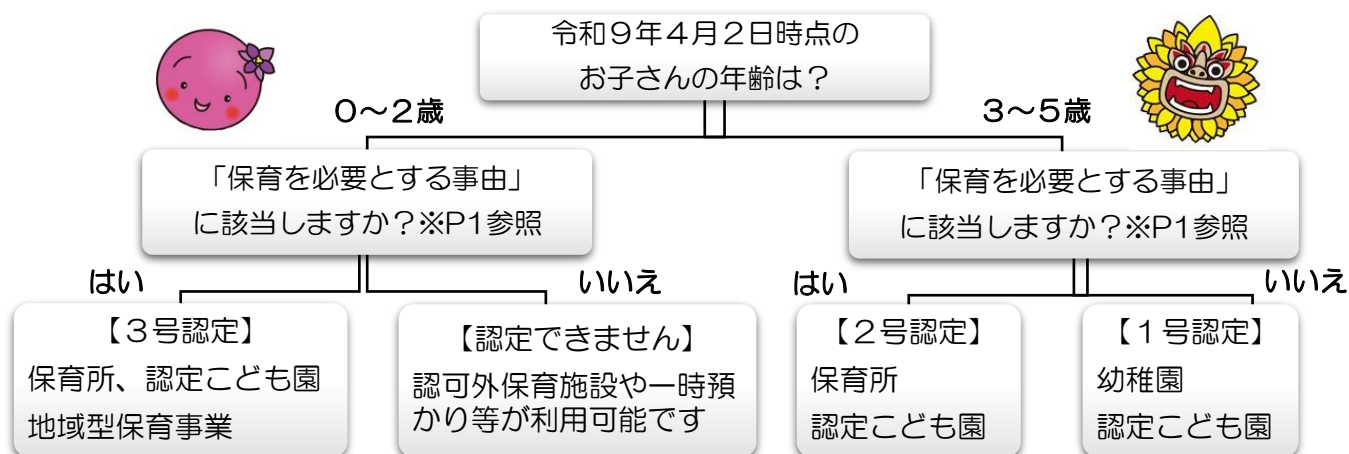
お問い合わせ こども未来課 こども園係 TEL：098-935-2230（内線113）

保育の認定区分と必要量

保育施設の利用を希望する場合は、居住する市町村へ申請し認定を受けていただく必要があります。
既に認定を受けている継続利用児童も、現況報告として一斉受付期間に書類の提出を行ってください。

▼認定区分▼

児童の年齢や保育の必要性をもとに、3つの区分に認定します。利用できる施設は次のとおりです。



(参考) クラス年齢早見表

0歳児	令和8年4月2日～	3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日	4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日	5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日

▼保育の必要量▼

2号認定または3号認定を受けた方は、保育の利用時間が下記のとおり区分されます。

利用区分	就労時間	利用時間
保育標準時間	保護者の勤務時間が120時間／月以上（フルタイム就労を想定）	最長11時間
保育短時間	保護者の勤務時間が120時間／月末満（パートタイム就労等）	最長8時間

利用時間のイメージ（例）

保育標準時間利用（最長 11 時間）			延長保育	
延長保育	保育短時間利用（最長 8 時間）		延長保育	

7 : 30 8 : 00 16 : 00 18 : 30 19 : 00

※ 具体的な利用時間帯は、施設により異なります。詳細は、施設またはこども未来課までお問合せ下さい。

特別支援保育

「特別支援保育」の対象児は、集団保育が可能であると判断され、かつ心身に障害のある児童または発育や発達に遅れがあり特別な支援を要する児童です。特別支援保育では集団生活をするなかで社会性を培い、通常よりも丁寧に保育することで、健やかな成長発達の促進を目的としています。対象児童が療育手帳、特別児童扶養手当受給者証等をお持ちであれば申請の際に写しを提出して下さい。また、資料として医師の意見書等の提出を依頼する場合があります。

入所内定・決定までの流れ

申請者の希望、保育施設等の状況により、保育の必要性が高い順に村が利用調整を行います。

内定した場合1月下旬頃に内定通知書を送付しますが、**最終決定は健康診断・保育施設との面談後**です。各保育施設から面談に関する連絡がありますので、児童の健康診断書等持参のうえ、面談を受けて下さい。最終決定後、3月頃に利用者負担額の階層に関する通知を送付します。入所保留となった場合は、申し訳ありませんが待機児童としてお待ちください。年度内に空きが出て入所可能になった場合に、再審査の上ご連絡いたします。

※ 年度途中入所希望の場合は、入所希望月の前々月末日までに申込を行ってください。

【1】令和9年4月入所希望の場合

(1) 入所申込期間《令和8年9月1日(火)～令和8年9月25日(金)》

申込受付締切日までに、申込書類をこども未来課に提出してください。

書類に不備がある場合や、受付締切後は欠員補充の対象となりますので早めの受付をお願いします。

(2) 保育の必要性の確認・認定

勤務等の状況について、電話等により申込書類の内容確認を行います。

※申込内容に虚偽がある場合は、申込が無効となります。

※  部分は
特別支援保育希望者のみ

行動観察・発達検査（新規申込児童のみ）

特別支援保育実施会議

集団保育に適さないと判断された場合は、案内不可となります。

(3) 利用調整（一次）※（1）の期間中に申し込みがあった児童の利用調整を行います。

クラス年齢ごとに利用調整を行います。先着順や抽選ではありません。

「保育利用調整基準表」に基づき、保育の必要性の高い方から順に決定します。

内定した場合

(4) 内定通知（一次）《1月下旬予定》

内定した方には「施設利用内定通知書」及び
「健康診断書(様式)」を送付いたします。

入所を希望する

入所を希望しない

(5) 面談《2月中旬～》

内定施設にてお子様と一緒に面談を受けてください。
その際に、施設へお子様の健康診断書の提出の必要
がございます。

(6) 入所(保育料)決定《3月上旬》

面談の結果を踏まえ、集団保育に支障のない事を
確認し入所決定となります。決定した児童の保護者
に対して「施設等利用契約決定通知書」を送付します。

内定しなかった場合

①保留通知《1月下旬予定》

保留の方には「入所保留通知書」を送付します。

②利用調整（二次）

（二次：1/31までに申請した方が対象）

※利用調整（一次）の内定辞退や、在園児の退所等による
空きについて、利用調整（二次）を行います。

※利用調整（一次）で内定しなかった場合は、自動的
に利用調整（二次）の対象となります。

※一斉入所期間内に書類提出された方で書類の
内容に変更がある場合も締切期限は同じです。

③結果通知（二次）

・内定した方には「施設利用内定通知書」及び
「健康診断書(様式)」を送付いたします。

・保留の方には「入所保留通知書」を送付します。

内定しなかった場合

④入所保留

入所待ちになる方は、5月以降に利用調整を行い
入所希望施設へ案内できた場合にご連絡いたします。

※入所保留となった場合は、ご連絡いたしません。

※入所保留となった児童の待機証明の発行ができます。

発行を希望する保護者は、こども未来課にて発行申請を
受け付けます。

※ 4月1日入所希望の期間外（二次選考対象）受付は令和9年1月末までです。

提出書類

- ・ 下記書類を、一斉受付期間内に提出して下さい。
- ・ 不備がある場合、消せるペンや鉛筆で記入した場合は受付できませんのでご注意ください。
- ・ ⑤の書類は、提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限りです。



↑ HPはこちら ↑

提出が必要なもの（①～⑤は全員必須。）

- ① 申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）
- ② 教育・保育給付認定申請書（現況届）兼利用申込書（児童1人につき1枚）
- ③ 同意書（※両親および同住所地に住む18歳以上の方全員の署名が必要です）
- ④ 児童の状況調査票（児童1人につき1枚）
- ⑤ 保護者等の就労状況等を確認する書類

※利用調整点が同点の場合、18歳以上60歳未満の同居者（別世帯含む）の保育必要事由が書類で確認できる場合は、書類で確認できない方より優先して利用調整いたします。

※⑤の書類は2名以上申込の場合、最年長の児童に原本、その他の児童に原本のコピーを添付して下さい。

事由	必要書類
勤務・勤務予定の方 ※育休明けの場合、入所後1か月以内に復帰	◆ 就労証明書（指定様式）
	◆ 〈軍人・軍属等〉「雇用契約（証明）書」等の写し
自営業・農業・内職等	◆ 自営業・農業・その他申立書（指定様式）
	◆ 営業許可書・商工会・組合等の加入証明書・内職発注証明書等の写し または名刺・パンフレット・掲載雑誌等仕事内容がわかる資料
就学している方 ※職業訓練学校を含む	◆ 授業日程証明書（指定様式）
	◆ 〈高校・大学・専門学校等（学習塾・趣味の講座・カルチャー除く）〉在学証明書
	◆ 〈入学予定・職業訓練校等〉合格通知書等の写し
出産の方 （産前8週～産後8週）	◆ 親子（母子）健康手帳の表紙（氏名）と出産（予定）日が記載されているページの写しまたは診断書
産後6ヶ月未満の児童を自宅保育する方	◆ 自宅保育を行う旨の申出書（指定様式） ※育休の場合は省略可
病気の方	◆ 診断書（指定様式）
障害のある方	◆ 障害者手帳の写し
介護・看護をしている方	◆ 診断書（指定様式）
	◆ 看護・介護事実の申告書（指定様式）
災害復旧中の方	◆ り災証明書
求職活動中の方 （原則90日）	◆ 求職活動状況確認書（指定様式）
	◆ 求職活動状況報告書（指定様式） ※毎月25日までに窓口提出
	◆ 〈公共職業安定所利用者の場合〉ハローワークカードの写し
その他	◆ 保育することができない旨の申出書（指定様式）

※指定様式はホームページからダウンロードできます。

⑥世帯の状況を確認する書類（全認定区分で該当する方のみ）

事由	必要書類
保護者で村外に住民票登録がある方	◆ 住民票謄本（個人番号記載のもの） ※きょうだい児が同居していない場合は抄本可
ひとり親世帯 （①②のいずれか一つ）	① 児童扶養手当受給者証の写しまたは母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し ② 戸籍謄本（離婚による場合は離婚日の記載があるもの）
生活保護受給世帯	◆ 生活保護受給証明書（中部福祉事務所で発行）
外国人で住民票登録がない方	◆ パスポートの写しまたは身分証明書（運転免許証等）の写し ◆ 賃貸借契約書の写しまたは Assignment to Family Housing ◆ 入園に係る世話人確認書
転入予定の場合	◆ 転入に関する宣誓書（指定様式） ◆ アパート等の契約書・建築確認済書等の写し ◆ 保護者の個人番号が確認できる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票謄本（※写し可）のいずれか1つ）

⑦利用者負担額および副食費の算定に必要な書類（全認定区分で該当する方のみ）

事由	必要書類
令和8年(または9年)1月1日に村外に住民登録がある方	◆ 令和8年1月1日時点で住所が村外⇒令和8年度の所得課税証明書（4月～8月入所希望） ◆ 令和9年1月1日時点で住所が村外⇒令和9年度の所得課税証明書（9月～3月入所希望） ※個人番号が確認できる場合は省略可。 ※申告は当該年の1月1日に住所を有する市町村で必ず行ってください。
軍人・軍属等の方	◆ 2025 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852 等の写し ◆ 2026 W-2 Wage and Tax Statement、Form1099、Form4852 等の写し（令和9年5月末まで）
世帯を別にしているきょうだい児がいる場合	◆ 利用者負担額多子軽減届出書（世帯を別にする児童）（指定様式） ◆ きょうだい児が属する世帯の住民票謄本（本籍・続柄が記載されたもの）
私立幼稚園等を利用するきょうだい児がいる場合	◆ 在園・利用証明書（指定様式）（令和9年4月末日まで）
在宅障害児（者）がいる世帯	◆ 身体障害者手帳・特別児童扶養手当認定通知書・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
同住所に生計及び居住空間を別にする住民がいる方※世帯分離含む	◆ 生計及び居住空間を別にする旨の申出書（指定様式） 後日、家計の主宰者を認定する為、光熱費の領収証や住宅の設計図の写し等、資料の提出を求める場合があります。詳しくは「利用者負担額」の項目をご参照下さい。

⑧◆委任状（保護者が提出できず代理人に委任する方のみ） 代理人は身分証持参

「保育を必要とする事由」や世帯状況等が変更になったとき

保護者の婚姻・離婚、出産、仕事の変更・雇用契約期間変更・退職等、入所申込時と家庭の事情が変わった場合は、速やかに子ども未来課へご連絡下さい。支給認定の変更申請が必要な場合や、利用者負担額が変更となる場合があります。必要書類の提出や連絡がなく、その事実が判明した場合には退所となる場合があります。また、利用者負担額の変更時、事実発生日に遡り差額を追納していただく場合があります。

利用者負担額（保育料）

子ども・子育て支援法において、新制度における利用者負担額（保育料）は均一ではなく、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める（応能負担）こととされており、国が定める水準を限度として市町村が定めています。利用者負担額は、原則として保護者（父・母）の市町村民税所得割額※で算定されます。

保護者の収入が生活保護基準を下回り、扶養義務者（祖父母等）が同一住所内にいる場合は、児童の保護者と扶養義務者の課税状況により算定いたします。ただし、同住所にお住まいでも、居住空間や生計が別であることがわかる書類の提出があれば、扶養義務者とみなさない場合があります。

なお、利用者負担額決定時に必要な税情報が確認できない場合は、最高階層（第8階層）となります。正しい利用者負担額（保育料）を算定するために、お早めに税の申告を行ってください。収入が無かった方も申告が必要となります。また、扶養に入っている方は、被扶養者としての申告が必要となります。

※ ここでいう市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を適用する前の額です。ただし、調整控除は適用します。

【北中城村利用者負担基準額表】

階層	定義		第1子		第2子		第3子
			標準時間	短時間	標準時間	短時間	
1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円
2-1	市町村民税 非課税世帯 (均等割を含む)	ひとり親・ 障害世帯	0円	0円	0円	0円	
2-2		上記以外	0円	0円	0円	0円	
3-1	市町村民税 所得割課税額	48,600円 未満 ひとり親・ 障害世帯	7,000円	7,000円	0円	0円	
3-2		上記以外	14,000円	13,700円	7,000円	6,850円	
4-1		77,101円 未満 ひとり親・ 障害世帯	8,000円	8,000円	0円	0円	
4-2		97,000円未満	23,000円	22,600円	11,500円	11,300円	
5		169,000円未満	35,500円	34,800円	17,750円	17,400円	
6		301,000円未満	42,700円	41,900円	21,350円	20,950円	
7		397,000円未満	47,900円	47,000円	23,950円	23,500円	
8		397,000円以上	52,500円	51,600円	26,250円	25,800円	

☆3～5歳児クラスの保育料は無償となっていますが、別途副食費等がかかります。

▼多子軽減について▼

就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、下記の「多子軽減対象施設」を利用している同一生計の子どものうち、最年長の子どもを第1子、その下の子どもを第2子とカウントします。世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満（ひとり親・障害世帯は77,101円未満）であれば、算定対象子どもの年齢制限等はありません。

同一生計で世帯を別にしている子どもがいる場合は「利用者負担額多子軽減届出書」を年度ごとに提出してください。

【多子軽減対象施設】※★の施設を利用しているきょうだいがいる場合は、「在園・利用証明書」等の提出が必要となります。

○認可保育所 ○認定こども園 ○公立・私立幼稚園 ○地域型保育事業所 ○企業主導型保育施設

★特別支援学校幼稚部 ★情緒障害児短期治療施設通所部 ★児童発達支援 ★医療型児童発達支援

▼2号認定の副食費の徴収について▼

3～5歳児クラスの児童は、副食費が発生します。ただし、市町村民税所得割が57,700円未満の世帯及び第3子以降の児童については、副食費が免除されます。（多子のカウント方法については、利用者負担額の多子軽減と同様です）「徴収金額」や「徴収方法」については、各施設へお問い合わせ下さい。

▼利用者負担額の徴収について▼

北中城こども園および認可保育所の利用料は村で徴収しますが、認定こども園（アリス幼稚園、すてらこども園、つなぐ認定こども園、認定こども園ライカム煌保育園、百登こども園）、地域型保育事業（ピーターパン沖縄ライカム、もりのなかま保育園喜舎場園）については、保育施設が徴収します。また、その他の実費（教材費等）がかかる場合があります。詳しくは各施設へお問い合わせ下さい。

▼利用者負担額の切り替えについて▼

毎年9月に利用者負担額の切り替え作業を行います。市町村民税の賦課時期が毎年6月となっていることから、4月分から8月分までは令和8年度住民税（令和7年収入分）、9月分以降は令和9年度住民税（令和8年収入分）をもとに算定いたします。

なお、課税額に変更が生じた場合、利用者負担額が変更となる可能性があります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度分の村民税（所得割）額で算定					令和9年度分の村民税（所得割）額で算定						

転入予定での申し込みについて

3月10日までに北中城村へ転入する方が申し込み可能です。一斉受付期間内に必要書類を提出してください。やむを得ない事情により期限までに転入できない場合は、事前にこども未来課へご相談ください。

▼一斉受付期間外（年度途中）に転入予定で申し込みする場合▼

入所希望月の前月15日までに北中城村へ転入する方が対象となります。必要書類は入所希望月の前々月末日までにこども未来課へご提出ください。

広域入所について

広域利用とは、お住まいの市町村以外の認可保育施設に入所を希望する場合、市町村間で協議を行い、希望する施設への入所が可能となる制度です。保育料は住民票のある市町村の基準となります。

▼村内在住の方が、村外の認可保育施設を希望する場合▼

北中城村にて申込受付し、希望施設のある市町村と協議を行います。前もって希望施設のある市町村に申込期限や必要書類等をご確認ください。

▼村外在住の方が、村内の認可保育施設を希望する場合▼

お住まいの市町村にて申込を行ってください。北中城村の待機児童が解消するまでは村内の方を優先するため、受け入れができない場合があります。また、広域利用中の児童の次年度の継続は保証できませんのでご注意ください。

入所保留通知が届いたら

入所申込数が定員を上回る等の事情により、保育の必要性が高いと判断されても入所できない場合があります。その際は、1月下旬頃に入所保留通知が送付され、待機児童として当該年度内は自動登録されます。ただし、転入予定者は、3月10日（一斉受付期間外の申し込み者については入所希望月の前月15日）までに転入手続きをしない場合、登録されません。

その後、内定辞退や退所、保育士の増員等により、保育施設の定員に空きがでた際は再選考を行い、待機児童のうち最も緊急度の高い方へご連絡します。定員に空きがない間は、各世帯の状況に変動がある為、待機児童間の優先順位づけや優先度の点数づけを行いません。

なお、待機児童としてお待ちいただきながら、認可外保育所等を利用することも可能です。

その他の保育事業について

▼子育て支援センターきたなかぐすく▼

乳幼児を育てている保護者等が、より楽しく子育てをするために親子で一緒に遊べる施設です。職員による育児相談や専門員を招いての発達相談を実施し、子育てに役立つ情報を提供しています。

対 象 者：就学前の保育施設に通っていないお子さんとそのご家族、妊娠中の方

利用料金：無料（行事等への参加は実費負担がある場合があります）

開館時間：8時30分～17時（親子あそびは9時～16時）土日祝・慰霊の日・年末年始は休館

所 在 地：北中城村字喜舎場244番地（村立北中城こども園第1園舎となり）

電 話：098-982-0505

▼一時預かり▼

保育所、認定こども園、幼稚園等に通っていない乳幼児を対象に、保護者の疾病、入院、出産等により一時的に家庭での保育が困難となる場合や、保護者の育児等に伴う心理的・身体的負担を軽減するために、お子さんをお預かりする制度です。利用の際は、実施施設へ直接お問い合わせください。

対 象 児：北中城村在住で、保育所等に通っていない満1歳から就学前の児童

実施施設：村立北中城こども園（第2園舎）

電 話：098-935-2510



▼こども誰でも通園制度▼ 詳細はこちらから→

保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもを対象に、保護者の就労要件等を問わず保育所等を月10時間まで利用できる制度です。村立北中城こども園にて実施しています。集団生活の機会を通じた子どもの成長発達促進や保護者を対象に子育てに関する相談支援などを行います。

▼ファミリーサポートセンター（北谷町・嘉手納町・北中城村の3町村合同で実施）▼

子育ての手助けが必要な人（お願い会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）が地域で相互援助活動を行う仕組みです。子どもの一時預かりや保育施設への送迎、保護者の病気や急な預かりなどの保育ニーズを地域の方々の力を借りて子育て支援を行っています。利用には会員登録が必要です。登録は「北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター」または村役場こども未来課窓口にて受け付けています。

所 在 地：北谷町北谷1丁目12番11号

電 話：098-989-9763

